

6次計画の位置づけ・構成等

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画**として策定
- 6次計画の構成は、以下のとおり

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

- 12の個別分野及び「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」について、それぞれ以下を定める。
 - 令和17年度末までの「**基本認識**」
 - 令和12年度末までを見通した「**施策の基本的方向**」と「**具体的な取組（施策）**」
- 各分野において掲げる具体的な取組を実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である「**成果目標**」等を設定。

6次計画のポイント

- 女性の参画**
 - 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」を引き続き目指し、取組を強化
→その水準を通過点として、2030年代には、**指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会**となることを目指す
- 固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏り等を背景に、依然として、両立のしづらさや特に女性の着実なキャリア形成が困難な状況があることを踏まえ、以下のとおり取り組む。
 - well-being**
 - あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進
→男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、更には女性も男性も暮らしやすい**多様な幸せ（well-being）の実現**に資する
 - 健康**
 - 女性の健康総合センター**を司令塔とした女性の健康相談支援体制の構築・強化、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進
 - テクノロジー**
 - 男女共同参画の視点を**テクノロジー施策に反映**、テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう**利活用を支援**
 - 地域**
 - 地域における男女共同参画**を推進し、地域社会の活力を高める
→男女共同参画機構や男女共同参画センターを含む地方公共団体、経済団体、NPO等の連携

第1部・第2部の具体構成

第1部 基本的な方針

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

※男女共同参画社会基本法をベースに提示

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化

- 6次計画は、以下のような社会情勢の現状に係る認識を踏まえたものとする。

社会構造の動向・変化	・人口減少、世帯構成の変化、女性の就業率の上昇、ワーキングプアの増加、女性活躍に係る情報公表の充実、若者や女性が地方を離れる動きの加速等
意識・価値観の動向・変化	・根強い固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス等
テクノロジーの急速な進展・進化	・AI利活用の広がりによる恩恵とリスク、ジェンダード・イノベーション等
安全・安心に影響を与える要因	・テクノロジーの進展等による新たな形の暴力、地震などの災害等
国際的な潮流	・グリーン経済・デジタル経済への移行等

第2部 政策編

※赤字が主な厚生労働省関係分野

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

- 第1分野 **ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現**
- 第2分野 **あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大**
- 第3分野 **女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備**
- 第4分野 **生涯を通じた男女の健康への支援**
- 第5分野 **テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進**
- 第6分野 **ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実**
- 第7分野 **男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備**
- 第8分野 **防災・復興における男女共同参画の推進**

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 **地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進**
- 第10分野 **男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備**
- 第11分野 **教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進**
- 第12分野 **男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献**

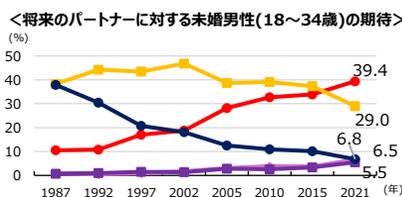
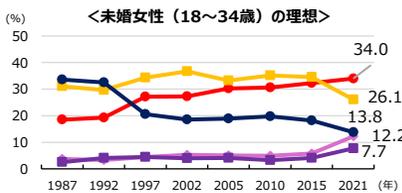
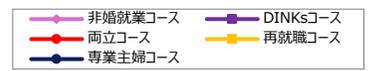
III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

第1分野 ライフステージに応じて全ての人々が希望する働き方を選択できる社会の実現

主な取組

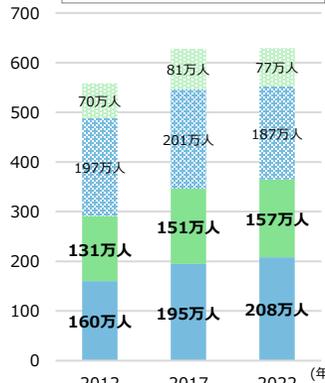
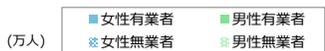
- 共働き・子育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進
- ワーキングケアラの増加を見据え、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境を整備

■ ライフコースの希望の推移



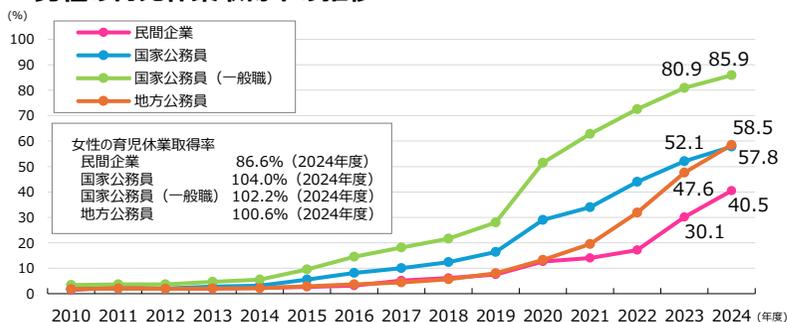
（出典）国立社会保険・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（独身者調査）」

■ 家族の介護をしている者の推移（男女、就業状況別）



（出典）総務省「就業構造基本調査」

■ 男性の育児休業取得率の推移



（出典）1. 国家公務員は、2010年度から2012年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、2013年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、2014年度から2020年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、2021年度以降は内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」
 2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」
 3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」
 4. 民間企業は、厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」

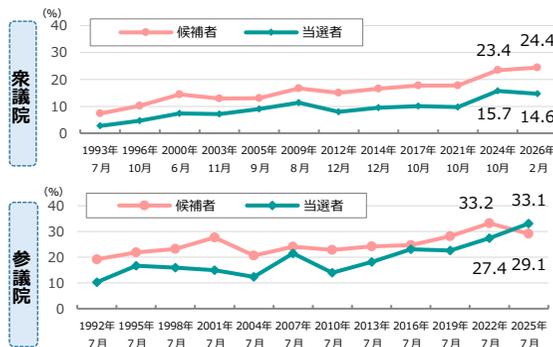
第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な取組

- 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」を引き続き目指し、取組を強化。その水準を通過点として、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す
- 政治、司法、行政、経済、学術、教育、スポーツ、メディア分野等、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進める

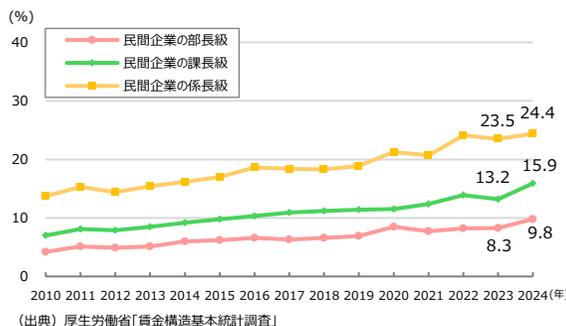
政治分野	政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って、女性候補者の割合を高めること等を要請等
経済分野	女性活躍推進法に基づく企業情報の見える化、女性役員登用の加速化に向けた取組、女性起業家に対する支援等

■ 衆・参議院における候補者・当選者に占める女性の割合の推移



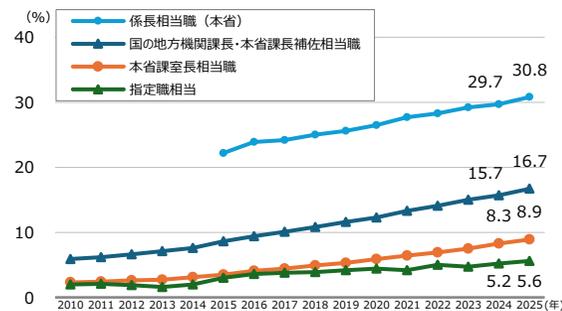
（出典）総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」「参議院議員通常選挙結果調」

■ 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移



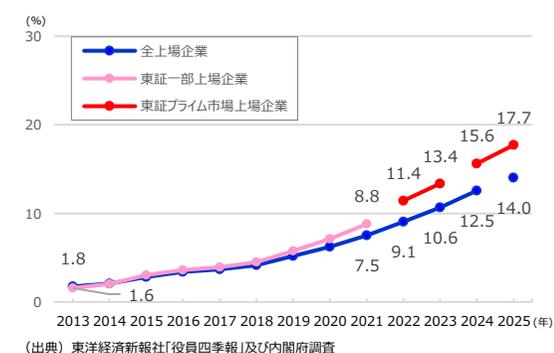
（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■ 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移



（出典）内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」

■ 女性役員比率の推移



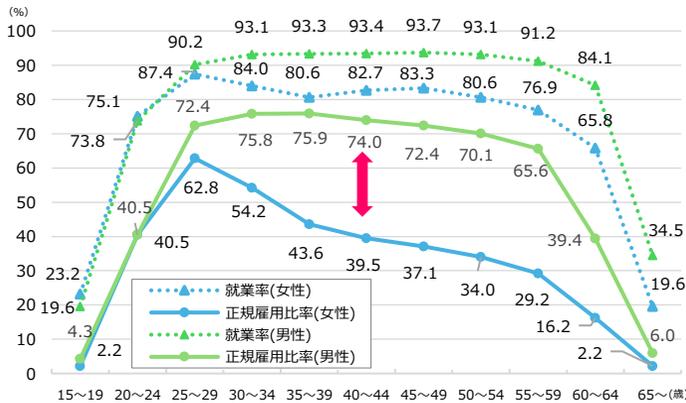
（出典）東洋経済新報社「役員四季報」及び内閣府調査

第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備

主な取組

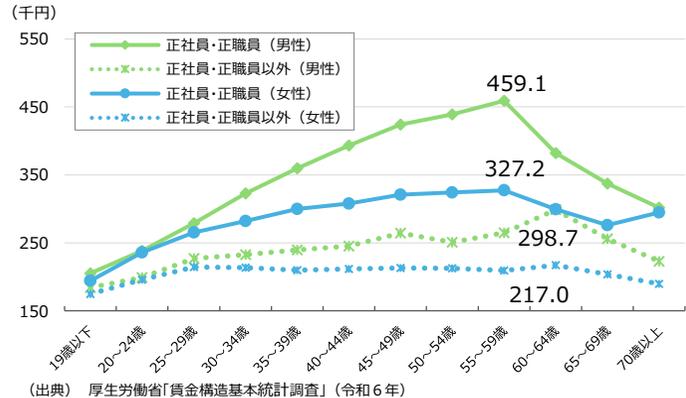
- 男女間賃金差異の公表の対象拡大、女性管理職比率の公表義務化等、**改正女性活躍推進法の着実な施行**
- リ・スキリング支援や就職支援等による**非正規雇用労働者の待遇改善、正社員転換**の推進
- 子育て中の女性等を対象に、スキルのアップデート等の**再就職支援**を実施
- **ハラスメント**に係る意識啓発及び防止対策の徹底

■ 年齢階級別正規雇用率（令和7年）



(出典) 総務省「労働力調査（基本集計）」

■ 所定内給与額（雇用形態別・年齢階級別・令和6年）



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査（令和6年）」

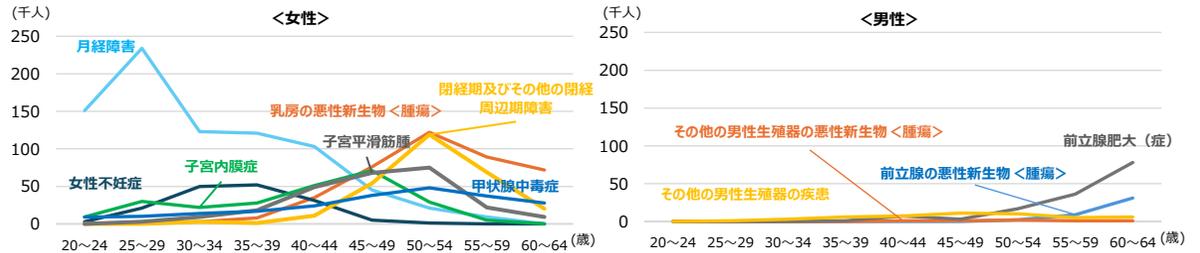
第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援

主な取組

- **女性の健康総合センター**を司令塔に、女性特有の疾患について、診療拠点の整備や研究等に取り組むとともに、女性の健康相談支援体制の構築・強化を進め、その成果を全国に広げる。
- 将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行う**プレコンセプションケア**の情報発信
- より豊かな人生が歩めるよう、生活の質の向上を目指した**フェムテック**の推進
- **女性の更年期障害等、年代ごとの健康課題に関する啓発や治療**を含めた取組の推進
- 健診・相談事業等職場における取組の促進や健康経営の推進等、**仕事と健康課題の両立**を支援

■ 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和5年）

(出典) 厚生労働省「令和5年患者調査」



第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

主な取組

- 令和6年に施行された**女性支援新法**を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施
- 各自の収入などを踏まえた適正な額の**養育費の取決め**をすることが重要であること等について周知・啓発（法定養育費は暫定的・補足的なもの）
- 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

■ 現在の経済的暮らし向き（高齢者の経済生活に関する調査）

(出典) 内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査」

